

2022年度　小規模保育所　つながりづくり保育園・原町田β

1.施設運営主体

|         |                  |
|---------|------------------|
| 事業者の名称  | 学校法人 正和学園        |
| 代表者氏名   | 理事長 齋藤 祐善        |
| 法人の所在地  | 東京都町田市山崎町2261番地1 |
| 法人の電話番号 | 042-791-2746     |

2.利用施設

|                            |                             |
|----------------------------|-----------------------------|
| 施設の種類                      | 小規模保育所                      |
| 施設の名称                      | つながりづくり保育園・原町田β             |
| 所在地                        | 東京都町田市原町田5-5-20             |
| 電話番号                       | 042-851-7285                |
| 管理者名                       | 大西 正子                       |
| 利用定員（年齢別）<br>※2021年10月1日現在 | 0歳児　3号　　-名                  |
|                            | 1歳児　3号　　9名                  |
|                            | 2歳児　3号　10名                  |
| 自己評価の概要                    | 職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。 |
| 職員への研修の実施状況                | 内部研修 年6回、外部研修年6回程度実施        |
| 認可年月日                      | 2019年4月1日                   |

※利用定員は認可定員の範囲内で、実情に合わせて変動します。

3.施設の目的・運営方針

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 0歳児から2歳児までの保育を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 理念    | <p>基本理念 『いきいき』<br/>私たちは、こどもたちがいきいきと躍動感にあふれる姿を見せることこそが健全な保育が実施されている証明になると信じます。</p> <p>保育方針「こども中心」<br/>①こどもたちは健全に育つ力を持っている。<br/>②こどもたちは素敵な学び手である。<br/>③こどもたちは未来を築く参加者の一員である。<br/>④好奇心、創造力、感動力において、こどもたちは大人の知らない世界を感じとっている。</p> <p>私たちは、これらの事実を認め、こどもの育ちを中心に、保育を展開します。</p> <p>特色「こどもの生きる力を引き出す保育」</p> <p>当法人の保育の特色は、体験型・参加型でこども主体の活動を重視するよう努めているところです。こどもたちが出会う驚きや喜びというひとつひとつの積み重ねこそ、やがて知識や知恵を生み出す種子であるとしたら、園内で培う上層豊かな感受性の積み重ねこそ、この趣旨を大きく育み、伸ばす肥沃な大地であり土壌であるといえましょう。新しいもの、未知なるもの、美しいもの、善いことなどに触れたときに味わう感触や感動。思いやりや愛情などのその時起こる感情が呼びさまされると、次はその対象となるものについて、もっとよく知りたいと思うのです。自らが疑問に思い興味を持つことから見つけ出された知識や知恵こそ、身につくものだと考えます。</p> <p>乳児期から年少期の保育において、安全であたたかい環境づくりの中で、しっかりとこどもたちの日々の感動や心の動きを見守っていく保育を特色とします。</p> |

4.施設・設備等の概要

|       |              |               |
|-------|--------------|---------------|
| 敷地    | 全体(近隣施設敷地含む) | 273.19㎡(内50%) |
| 建物    | 構造           | 木造（耐火建築）      |
|       | 延床面積         | 96.50㎡        |
| 施設の内容 | 保育室          | 1室            |
|       | 医務室          | 1室            |
| 設備の種類 | 冷暖房、一部床暖房    |               |
| その他   |              |               |

5.職員体制

|         | 職務の内容                                            | 常勤 | 非常勤 |
|---------|--------------------------------------------------|----|-----|
| 施設長(園長) | 園務をつかさどり、所属職員を監督                                 | 1名 |     |
| 保育士     | 3号児の園児の保育                                        | 4名 | 2名  |
| 園医      | 園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う   |    | 1名  |
| 園歯科医    | 園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う |    | 1名  |

※設置基準を満たす関係上、設置人数が前後する場合があります。

6.保育を提供する日

|      |                      |
|------|----------------------|
| 開園日  | 月曜日から土曜日             |
| 開園時間 | 7:00から19:00          |
| 休園日  | 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 |

7.保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

|                 |        |                         |
|-----------------|--------|-------------------------|
| 3号児<br>保育標準時間認定 | 保育時間   | 7:00から18:00             |
|                 | 延長保育時間 | 18:01から19:00            |
| 3号児<br>保育短時間認定  | 保育時間   | 8:30から16:30             |
|                 | 延長保育時間 | 7:00から8:29、16:31から19:00 |

※延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育・教育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①保育・教育の提供

前項7に記載する時間において、保育を提供します。

②その他

子育て支援事業・障がい児保育（インクルーシブ保育※）など

※インクルーシブ保育とは、障がいを持った子どもや、多様な文化背景を持つすべての子どもたちと同じ空間で子どもたち1人ひとりを尊重することを前提とした保育・教育実践

9. 食事の提供方法等について

①食事の提供方法

管理栄養士監修による、給食・おやつを用意いたします。

②食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事などに併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食  | 昼食     | 午後間食   | 補食     |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| 1歳児 | 9:30頃 | 11:30頃 | 15:10頃 | 18:10頃 |
| 2歳児 | 9:30頃 | 11:30頃 | 15:10頃 | 18:10頃 |

③アレルギー対応状況

・管理栄養士による、給食・おやつを用意いたします。

・食物アレルギー児には、町田市における食物アレルギー疾患の「生活管理指導表」をもとに、施設長との面談をした上で、除去食などの対応します。ご心配な場合はお申し出ください。

特別な事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきます。あらかじめご相談ください。

・食物アレルギー対応マニュアルあり。

④その他衛生管理等

・日々の健康管理、確認及び細菌検査の実施（月に1回）による職員の健康管理を徹底いたします。

10. 利用料金

①保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月27日）。

②延長保育料（30分毎に100円）

※【徴収方法】・電子決済（エンペイ）月締め 翌月20日頃請求

※事前登録をお願いします。

③保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

④その他

紙おむつ提供サービスに係る費用（保護者と業者との直接契約）※詳細は別途

11. 利用の開始について

当園では、町田市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

①利用児が3歳児の4月1日を超えたとき

②利用児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③保育料等の納入が3ヶ月以上滞ったとき

④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科健診：入園前健診と年二回の健診を行います。

歯科健診：年一回の健診を行います。

|           | 内科                      | 歯科               |
|-----------|-------------------------|------------------|
| 医療機関の名称   | あらいこども アレルギークリニック       | 中山歯科             |
| 医院長名又は医師名 | 新井 真人                   | 中山 公人            |
| 所在地       | 町田市原町田4-14-14 Lifixビル2F | 町田市原町田4-12-23 1F |
| 電話        | 042-729-0055            | 042-710-3344     |

14. 緊急時の対応方法

・37.5℃以上の発熱や、嘔吐、下痢など、また発熱がなくてもお子様の具合が悪い場合は、ご連絡いたします。

（場合によってはお迎えをお願いします）

・緊急を要する場合は、病院にお連れします。

・保護者の方に連絡をとり、確認を行います。緊急連絡先は必ず個人カードにてお知らせください。

（保護者の同意がないと治療が受けられない場合があります。）

・連絡が取れ次第、職員が病院にお連れし、保護者の方にも来ていただきます。

・職員は保険証のコピーを提示して受診します。保護者の方は「保険証」・「乳児医療証」などを持参してください。

・保護者に連絡が取れない場合は、個人カードを参考に、職員がお連れします。ご承知おきください。

・個人カード、保険証の内容に変更がある場合は園にお知らせください。

15.虐待防止のための措置に関する事項

1 本園は、利用する子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

①人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

②職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

④その他虐待防止のために必要な措置

2 第1項第2号における虐待等の行為とは、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第25条（第50条において準用する場合を含む。）に規定する行為を指します。

3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる。利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町田市及び児童相談所等の適切な機関に通告いたします。

16. 非常災害時の対策

- ・非常時に警察に直通の通報装置（学校110番）を設置しています。
- ・園内にAEDを設置しています。（職員はAED研修もしています）
- ・自動ドアはオートロックにし、各扉も施錠しています。
- ・保護者の方が来園する際には、必ずネームホルダーを付けていただきます。
- ・町田警察の協力により、子ども達に交通安全・防犯の指導を行っています。（職員研修を実施しています）
- ・消防署の指導のもと、毎月避難訓練を実施しています。
- ・非常災害時は、できるだけ早いお迎えをお願いいたします。  
その際はまず、一次避難場所を町田市立文学館ことばらんど駐車場と定めています。  
（二次避難場所：原町田わかば公園／三次避難場所：町田シバヒロ）
- ・警戒宣言が発令された時、震度5以上の時には、園からの連絡がなくとも迎えに来てください。
- ・災害時に必要な情報が記載できる「子ども・保護者用携帯防災マニュアルブック」を活用しています。
- ・園内に、3日分の備蓄食料や毛布を用意してあります。

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

- ①「独立行政法人日本スポーツ振興センター」
  - ②全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会「JK保険制度（賠償責任保険）」
- ※保育中にケガや食中毒などが発生した場合、上記の機関により療育に要する費用の一部の給付を受けることができます。  
（事故の発生状況等によっては保険の適用を受けられない場合もあります）

【独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

| 災害の種類        | 災害の範囲                                                                                                                                                                                    |                                      | 給付金額                                                                                                                                                              |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負傷<br><br>疾病 | 学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの<br>学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの<br>・学校給食等による中毒・ガス等による中毒<br>・熱中症<br>・溺水<br>・異物の嚥下<br>・漆等による皮膚炎<br>・外部衝撃等による疾病<br>・負傷による疾病 |                                      | 医療費（給付金の計算方法）<br>医療保険並みの療養に要する費用の額の4/100（その内1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）但し高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に療養に要する費用月額の1/10を加算した額<br>入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額 |
| 障害           | 学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害でその程度により1級から14級に区分される                                                                                                                                         |                                      | 障害見舞金（障害等級表）<br>3770万円～82万円<br>（通園中の災害の場合 1885万円～41万円）                                                                                                            |
| 死亡           | 学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡                                                                                                                                                           |                                      | 死亡見舞金<br>2800万円<br>（通園中の場合 1400万円）                                                                                                                                |
|              | 突然死                                                                                                                                                                                      | 学校の管理下において運動などの行為とは関係なしに発生したもの       | 死亡見舞金<br>1400万円<br>（通園中の場合も同様）                                                                                                                                    |
|              |                                                                                                                                                                                          | 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの | 死亡見舞金<br>2800万円<br>（通園中の場合 1400万円）                                                                                                                                |

【全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会の「JK保険制度（賠償責任保険）」】  
1 事故 4 億円 1 名につき 1 億円

18. 守秘義務及び個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として項目19の内容を掲げています。  
なお、転園の際には指導要録の受け渡しなどの、個人情報の伝達がある場合があります。

19. 個人情報の取り扱いについて

学校法人正和学園に提出いただきました個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- ①学校法人正和学園における個人情報の利用目的
  - ・保育環境の情報提供（名簿、緊急連絡網、おたより、園内外作品展示、園内外写真展示など、その他保育目的に必要と思われる書類、活動、映像、写真、ホームページ、ブログ、SNSなど）
  - ・学校、自治体等公共機関との連携
  - ・他の幼児教育機関などとの連携
  - ・健康診断、既往歴などの情報共有、感染症拡大防止を目的とした医療機関との連携
  - ・学校法人正和学園保護者との連携
  - ・事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携
  - ・園内外活動への参加目的とした情報提供
  - ・園内外保育活動における写真などの販売目的
  - ・園内外保育活動の紹介おたよりなどへの写真の提供
  - ・保育活動の園外発表等における作品、写真などの掲示
  - ・企業等からの業務委託を受けて行う情報開示
  - ・学校法人正和学園内において行われる保育・教育実習への協力
  - ・教育学発展のための学術的検討
  - ・外部監査機関への情報提供
  - ・その他学校法人正和学園運営に必要と思われる場合
- ②当園では、園児、保護者の方の個人情報を、法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供しません。
- ③当園では、毎月の基本保育料の金額についての情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。
- ④当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理していきます。個人情報に関する質問などは、学校法人正和学園までご連絡ください。  
※行政の指導により内容が変更になる場合があります。

20. 施設間連携について

町田市内にある学校法人正和学園の法人内施設において、合同保育や交流保育、行事への相互参加、屋外遊戯場の使用、また園児の健康管理について各施設所属の看護師の連携等で施設間連携を行っております。

【町田市内の法人内施設】

- 1. 幼保連携型認定こども園 町田自然幼稚園
- 2. 幼保連携型認定こども園 正和幼稚園
- 3. つながり保育園・まちだ
- 4. つながりづくり保育園・原町田α
- 5. つながりづくり保育園・原町田β
- 6. つながりづくり保育園・原町田for STAFF
- 7. つながりづくり保育園・原町田プラス
- 8. つながり送迎保育園・もりの